

I . 研究概要

1. 研究目的

本研究は、2010（平成 22）年 4 月に「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」により、「すべての国民に対する医薬品教育を推進するとともに、二度と薬害を起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革に役立ち、幅広く社会の認識を高めるため、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組み（いわゆる薬害研究資料館など）を設立すべきである」との指摘がなされたことに端を発する。資料館の設立それ自体は本研究班の目的の範疇を超えるが、資料館が設立される際にはどのようなことが必要になるか、集積された資料はどのように提供されるべきか、そうした予備的な検討をするために研究班が組織されたと言える。現研究代表者（藤吉圭二・追手門学院大学）が代表となって「薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築に関する総合研究」を実施したのは 2016（平成 28）年度のことであり、以来、少しずつ研究テーマを変えつつも、基本的には被害者団体資料の整理と調査・目録作成に多くの予算と人員を投入してきた。それに先立ち、上記の指摘を受けるかたちで「薬害に関する資料等の調査・管理・活用等に関する研究」が、2013（平成 25）年度より法政大学を拠点として着手された。この期間も含めれば指摘以来ほぼ 10 年にわたって薬害資料の調査、整理を続けてきたことになる。

その過程で明らかになってきたのは、「資料目録だけが整備されても薬害研究資料館の設立まではほど遠い」ということだと言える。それらの資料がそれぞれの時期に発生した薬害の実態を知るために必要不可欠なものであることは間違いない。しかし、資料の多くには大量の個人情報が含まれる。それをどの程度の範囲で公開・利用に供するかを確定しなければ、目録だけが整備されても研究者も含め広く人々にとって資料はアクセスできないままでありつづける。いずれ公開できる日がくるのを待ちつつひたすら資料調査と目録作成のみを続けるというのでは、上記の指摘に盛り込まれた「すべての国民に対する医薬品教育を推進するとともに、二度と薬害を起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革に役立ち、幅広く社会の認識を高める」という目的は、当面のあいだ達成されないものと言わなければならない。

このような認識を踏まえ、当初は資料調査のみに携わっていた研究班に、当事者のインタビュー映像を研究し、また来館者の閲覧を意識した映像の作成について検討する班、および、これまでに発生した薬害について、被害者運動の歴史という視点から整理する班が設置された。これらの知見が蓄積されることで、実際の資料館における資料展示の設計（キュレーション）にも資するものとなるのではないかと期待される。

2. 研究方法

上述したように本研究班は、被害者団体の資料を整理・調査して目録を作成する班、被害者の証言映像の分析を踏まえて被害の当事者と共に独自の証言映像の作成を試みる班、

および薬害被害者の運動史を整理する班によって構成されている。詳細はそれぞれの担当者による報告に譲るが、2020（令和2）年の春先より猛威を振るった COVID-19 パンデミックの影響で、実際に集まったの議論や作業については控えめにせざるを得なかったものの、オンラインコミュニケーション等の手段を用いて作業や研究報告会などを実施した。

他の2班については別稿に譲るが、資料調査班では過去数年間の作業の成果を踏まえた報告会をオンラインで実施した（2022（令和4）年3月5日）。当日は、被害当事者や弁護団の方々、医療関係者、アーカイブズの研究者、実務家など多岐にわたる分野から40名ほどの参加者を迎え、資料の検索と閲覧、個人情報の保護など、資料の活用において不可欠の課題について関係者のあいだで議論を深めることができた。これは資料を簡単にはオープンにできない状況も手伝って活動内容が伝わりにくい資料整理班のこれまで活動を広く理解していただくのによい機会であったと考えられる。

3. 研究にあたっての留意事項

本研究は既述の通り、2013（平成25）年より継続的に実施されている薬害資料の研究を引き継ぐかたちで、研究代表者が実施するものである。これまでの研究成果を踏まえ、ひきつづき作業を推進することが求められる。集会や見学会の開催が当面は困難と見込まれる中で、これまでに研究班が培ってきた被害者団体との協力関係をあらためて構築し直していくこともまた求められる。

また、先にも触れたとおり実際に整理・調査の対象としている被害者団体資料には個人名や個別の病状などをはじめとするセンシティブ情報が大量に含まれており、資料そのものの公開までにはクリアすべき課題がなお多く存在する。薬害の種類によっては被害を受けた方々、また原告団を結成して裁判を闘われた方々の多くが高齢化し、逝去されている。本人不在の状況下で個人情報保護と資料公開に関する問題をどのように処理していくのか、これは「資料目録の作成」作業を超えた大きな課題だと言わなければならない。

研究班が作業場に保管されている資料の一部については、すでにアイテムレベルまでの目録作成がほぼ完了している段階に来ている。また同種の資料を所蔵している大学付置機関（法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズなど）でも目録の提供が進められている。個人情報をはじめとするセンシティブ情報の扱いをどうするかといった課題に配慮しつつも、資料からどのようなことがわかるのか、またこうした資料を残していく意義はどのようなものかについての議論が広く共有されるべき段階に来ていると言える。

また本研究に先行する金慶南研究班では、やむを得ない場合を除き各被害者団体がそれぞれの資料を保管し、その整理方法について研究班が助言するという体制が前提となっており、基本的に本研究班もそれを踏襲していることとなっている。しかしながら各団体への訪問や助言はごく限られた機会に実施できているに留まり、ルーチンとして軌道に乗っているとはいえない状態にある。コロナ禍のもとで実際に現地調査を踏まえた助言等は引

きつづきしばらくは困難と見込まれるが、先述の通り各セクターにおいてオンラインミーティングのための環境は整備されつつあり、次年度にはこうした手法も活用しつつ各団体へのアプローチを充実させていく必要がある。

4. 結果と考察

前述のような条件のもと、2021年度はコロナ感染の拡大に注意しつつ、以下のような活動を軸に研究を推進した。

- (1) 資料整理、調査と目録作成（大阪人権博物館から移転した大阪市港区事務所を作業場とする）
- (2) オンラインによる現時点での資料整理の成果報告と意見交換
- (3) 薬害被害者証言インタビュー映像の分析
- (4) デジタルストーリーテリング（DST）による証言映像制作
- (5) 薬害被害者運動史に関する調査研究

以下、ここまでの記述と重複する部分もあるが、(1)～(5)について簡単に記述する。

(1) 資料整理、調査と目録作成

作業にあたってはコロナ感染への警戒が継続している状況下、マスク着用や手指の消毒など一般的な対策に加えて、作業場での三密を避けるべく一度に集まる作業メンバーの数を抑えるとともに、作業時間をやや短縮して作業場への往復の時間帯が朝夕のラッシュ時とかぶらないようにするなどしてリスクの低減を心がけた。

作業自体は前年度までに実施してきたことを継続して推進した。昨年度時点でひとつの被害者団体資料について、ファイル（簿冊）レベルでの調査・目録作成を経てアイテム（件名）レベルの調査・目録作成を完了させることができたことを受け、後述の通りその成果を公開するオンライン報告会を年度末に実施し、多くの方々の参加を得、またフィードバックをいただくことができた。

(2) オンラインによる現時点での資料整理の成果報告と意見交換

過去5年以上にわたってつづけてきた薬害被害者団体の資料の整理と調査、目録作成作業がひとつの団体についてアイテムレベルまで完了したことを受け、その分類、検索等の方法について現時点での研究内容を報告する研究成果報告会を2022年3月5日（土）にオンラインで実施した。当日は被害当事者や弁護団の方々、医療関係者、アーカイブズの研究者、実務家など多岐にわたる分野から40名ほどの参加者を迎え、資料の検索と閲覧、個人情報保護など、資料の活用において不可欠の課題について関係者のあいだで議論を深めることができた。とはいえ、先に触れたとおり、原資料の公開や提供についてはなお手つかずの状態であると言わなければならない。

（３）薬害被害者証言インタビュー映像の分析

本研究班の活動とは別に厚労省の事業として、薬害被害当事者の証言映像の収録が進められている。これらの映像に関して、社会学の領域で蓄積されてきた言説分析の手法を用いた研究が進められた。今年度は、前年度まで未入手であった 2018（平成 30）年と 2019（平成 31）年の証言映像を入手して分析を実施し、こうした素材はどのように展示されうるのか、などについて検討を加えた。

（４）デジタルストーリーテリング（DST）による証言映像制作

上記厚労省事業による証言映像撮影とは別に、被害の当事者自身が制作に加わるデジタルストーリーテリング（DST）のプロトタイプ制作を実施した。仕上がった作品は著作権や肖像権などの問題からそのまま広く公開するわけにはいかないが、一定の加工をすることにより被害当事者など限られた範囲での閲覧が可能となり、DST の一つの見本として、当事者自身による制作を促すものになりうると期待できる。

（５）薬害被害者運動史に関する調査研究

今年度から設置された薬害被害者運動史に関する調査研究班では、まずこれまでに蓄積されてきた薬害に関する調査研究文献のデータベースの構築に着手した。薬害がどのように論じられてきたか、それを蓄積された文献によって確認することにより、じっさい薬害をどのように展示するかに関する知見を得ることも可能となる。作業は始まったばかりだが、今後この作業を継続して実施していくことにより、より具体的なかたちで薬害に関する研究資料館のイメージが提供されることが期待できる。

（６）総括的考察

本研究班は、これまで数年にわたり薬害被害者団体が蓄積した資料を整理して調査し、目録を作成するという地道な作業を中心に活動を進めてきた。このなかで、残された資料そのものが重要であることはその通りであるとしても、公開、利用できない資料の目録を作り続けるだけでは資料館の実現にはほど遠いということが明らかとなった。

これを受け、次年度からは薬害資料館の設立という最終目標はそのままに、館内での実際の展示をより強く意識した研究に力点を置いた研究班が組織される。資料整理の作業も継続して実施する見込みであるが、今後は資料館の設立とその構想をより強く意識した研究活動が実施される。

本研究は研究計画の上では単年度扱いだが、実際には 2013～2015 年度の 3 年間は金慶南准教授（法政大学）が中心となって研究を推進し、それを引き継いで 2016 年度からは藤吉（追手門学院大学）が研究代表者を務める研究班が継続して研究活動を進めてきた。冒頭に記したようにこの研究活動は、2010 年 4 月に出された「薬害肝炎事件の検証及び再発

防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」による「薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組み（いわゆる薬害研究資料館など）を設立すべきである」との提言を受けて実施されてきたものだ。

ごく限られた予算と人員で単年度にできることをこれまでに積み上げてきたが、この先、新たな研究体制のもとで複数年度に渡る研究活動が実施できるようになるとのお話も伺っている。新たに研究代表者の任を引き受けて下さる本郷正武桃山学院大学准教授のもとで、資料館の実現に向けた動きがより具体的になっていくことを期待したい。

5. 結論

最後にあらためて確認しておく、本研究班は薬害研究資料館を設立すべきという「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」が2010(平成22)年4月に発表した提言を契機として編成されている。薬害研究資料館を「二度と薬害を起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革に役立つ」つようなものとするには、これまでに調査・整理・目録作成をつづけてきた被害者団体資料に限定せず、広く薬害に関わる各セクター、すなわち薬品を製造し販売した企業、薬品の流通を認可した行政、薬品を処方した医療機関、これら総体を対象に資料が収集、保存、公開される必要がある。現状ではそれは十分な状態で望むことはできないかもしれないが、被害者団体資料の中には、被害の当事者が苦労して集め、保存してきた各セクターの内部文書や関連文書も含まれている。その意味で、被害者団体資料は「未だ開示されていない各セクターの記録」の存在を知るための手がかりともなり得る。薬害研究資料館が薬害の再発防止に十全の役割を果たすものとなるよう、関係各機関のご協力にも期待したい。

これまで、薬害被害当事者および弁護団の方々、厚労省副対室、作業場を提供いただいた大阪人権博物館（リバティおおさか）関係者、また作業現場で資料調査等にあたられた研究協力者各位など、多くのお力添えをいただいた。末尾ではあるが記して感謝申し上げたい。

研究代表者 藤吉圭二（追手門学院大学）